

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県ワクチン接種緊急促進基金条例	3
◎高知県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例	3
◎高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例	4
◎県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例	7
◎外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	8
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県防災会議条例の一部を改正する条例	15
◎高知県消防法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	15
◎県立大学の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	15

## 公布された条例のあらまし

### ◆高知県ワクチン接種緊急促進基金条例（高知県条例第48号）

- 1 条例制定の目的  
子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、高知県ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 主要な内容  
(1) 基金として積み立てる額は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）  
(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）  
(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）  
(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）  
(5) この条例は、平成24年9月30日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。（附則第2項）
- 3 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例（高知県条例第49号）

- 1 条例制定の目的  
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき、県立大学の公立大学法人化に伴い設立する高知県公立大学法人に引き継がれる職員について定めることとした。
- 2 主要な内容  
県が設立する高知県公立大学法人の成立の日において、高知県公立大学法人の職員となるものとされる職員が属する県の内部組織は、廃止前の高知女子大学（事務局を除く。）及び高知短期大学（事務局を除く。）とすること。
- 3 施行期日  
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

### ◆高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（高知県条例第50号）

- 1 条例制定の目的  
労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、事業主団体等が行う職業訓練、職業に関する教育訓練等の用に供する施設として、高知県立地域職業訓練センター（以下「センター」という。）を高知市に設置するとともに、指定管理者に管理を行わせることとする等センターの管理に関する事項を定めることとした。
- 2 主要な内容  
(1) センターの管理は、指定管理者に行わせるものとし、その際に公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができること。（第2条）  
(2) センターの休館日及び利用時間を定めること。（第3条及び第4条）  
(3) センターの利用施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。（第5条）  
(4) センターを利用する者の責務及び利用の許可に伴う権利の譲渡等の禁止について

定めること。（第6条及び第7条）

- (5) 指定管理者は、利用の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用の許可の取消し等ができること。（第8条）
- (6) センターの利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めること。（第9条から第13条まで）
- (7) 指定管理者がセンターの管理を行うことができない場合におけるセンターの使用料の納付、減免及び還付について定めること。（第14条）
- (8) センターを利用する者及び指定管理者の損害賠償義務について定めること。（第15条）
- (9) 指定管理者は、センターの利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務、センターの利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務、センターの施設、設備等の維持管理に関する業務並びにセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務を行うこと。（第16条）
- (10) 指定管理者の指定の申請、指定の手続及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。（第17条から第19条まで）
- (11) 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。（第20条及び第21条）
- (12) 指定管理者の原状回復義務及び秘密保持義務について定めること。（第23条及び第24条）
- (13) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに利用料金の承認等は、平成23年4月1日前においても行うことができること。（附則第2項）

### 3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。ただし、2の(13)は、公布の日から施行することとした。

#### ◆県立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例議案（高知県条例第51号）

##### 1 条例改正の目的

県立大学の公立大学法人化に伴い、関係条例について規定の整備をすることとした。

##### 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

#### ◆外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第52号）

##### 1 条例改正の目的

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、外国の地方公共団体の機関等に派遣されている期間中の職員の給与の支給割合について国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◆高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第53号）

##### 1 条例改正の目的

県民の利便の増進及び県の事務処理の効率化を図るため、住民基本台帳法（昭和42年

法律第81号）の規定に基づき県が本人確認情報を利用することができる事務等を定めることとした。

### 2 主要な内容

(1) 知事が保存期間に係る本人確認情報を利用することができる事務は、次に掲げる事務の一部とすること。（第2条及び別表第1）

ア 職員の退職料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）による年金である給付の支給に係る事務

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）による県税に関する犯則事件に係る事務

ウ 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）による県税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の賦課徴収に係る事務

エ 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）による事業税及び不動産取得税の課税免除に係る事務

オ 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）による事業税及び不動産取得税の不均一課税に係る事務

カ 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年高知県条例第54号）による県民税及び自動車税の課税免除に係る事務

キ 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号）による奨学金の償還に係る事務

ク 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還に係る事務

ケ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による狩猟免許の申請等に係る事務

コ 採石法（昭和25年法律第291号）による登録の申請等に係る事務

サ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による登録の申請等に係る事務

(2) 保存期間に係る本人確認情報を利用することができる知事以外の県の執行機関（以下「他の執行機関」という。）及びその事務は、次に掲げるとおりとすること。（第3条第1項及び別表第2）

ア 教育委員会にあっては、旧高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）による奨学資金の返還に係る事務の一部

イ 監査委員にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）による住民監査請求に係る事務の一部

(3) 保存期間に係る本人確認情報の他の執行機関への提供は、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の執行機関の使用に係る電子計算機に情報を送信する方法により行うものとすること。（第3条第2項）

### 3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第54号）

##### 1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、薬事法（昭和35年法律第145号）等及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく事務を協議の調った市が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

##### 2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

#### ◆高知県防災会議条例の一部を改正する条例（高知県条例第55号）

- 1 条例改正の目的  
高知県防災会議の機能をより充実させるため、委員及び幹事の定数の見直しをすることとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成23年6月1日から施行することとした。
- ◆高知県消防法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第56号）
- 1 条例改正の目的  
審査業務の効率化が図られたこと等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が一部改正されたことを考慮し、危険物の特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可等に係る手数料の額を改定することとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆県立大学の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（高知県条例第57号）
- 1 条例の廃止  
県立大学の公立大学法人化に伴い、県立大学の設置及び管理に関する条例を廃止することとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

-----  
条 例  
-----

高知県ワクチン接種緊急促進基金条例をここに公布する。  
平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第48号

高知県ワクチン接種緊急促進基金条例

（設置）

第1条 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、高知県ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（処分）

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。



高知県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。  
平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第49号

高知県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例

県が設立する高知県公立大学法人への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の条例で定める県の内部組織は、県立大学の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（平成22年高知県条例第57号）による廃止前の県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年高知県条例第40号）第3条に規定する高知女子大学（事務局を除く。）及び高知短期大学（事務局を除く。）とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。  
平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第50号

#### 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例

(設置等)

**第1条** 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、事業主団体等が行う職業訓練、職業に関する教育訓練等の用に供する施設として、高知県立地域職業訓練センター（以下「センター」という。）を高知市に設置する。

2 センターにおいては、法第46条第2項の規定により技能検定試験を実施するものとする。

(指定管理者による管理等)

**第2条** センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、センターの適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第17条各号に掲げる書類の提出を求め、第18条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

(休館日)

**第3条** センターの休館日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

**第4条** センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

**第5条** 別表第1に掲げる施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条及び第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- 2 センターの管理上支障があると認めるとき。
- 3 前2号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不適当であると認めるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可にセンターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

**第6条** センターを利用する者は、センター内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

**第7条** 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

**第8条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は同条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- 1 利用者が第5条第1項後段又は第6条の規定に違反したとき。
- 2 利用者が第5条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- 3 利用者が第5条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

**第9条** 利用者は、第11条の規定により定められたセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、法第46条第4項の規定に基づき知事が技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を行わせることとした高知県職業能力開発協会が当該技能検定試験のために利用施設を利用する場合は、この限りでない。

(利用料金の收受)

**第10条** 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

**第11条** 利用料金の額は、別表第2に定める利用料金の上限額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

**第12条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第13条** 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又



は一部を還付することができる。

（使用料）

**第14条** センターの管理を指定管理者が行うことができない場合は、第9条本文の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定める利用料金の上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内において、規則で定めるものとし、同表の1の(1)の表備考の規定の適用については、同表の1の(1)の表備考中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要がある」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由があると」と読み替えるものとする。

（損害賠償義務）

**第15条** センターを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

**第16条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する利用の許可等、第8条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
  - (2) 第10条に規定する利用料金の收受、第12条に規定する利用料金の減免、第13条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
  - (3) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
  - (4) センターの設置の目的を達成するための事業（第1条第2項に規定する技能検定試験の実施を除く。）の企画及び運営に関する業務
- （指定管理者の指定の申請）

**第17条** 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類（指定管理者の指定等）

**第18条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）によるセンターの管理がセンターの公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) センターの設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
（事業報告書の作成及び提出）

**第19条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第21条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために知事が必要であると認めるもの  
（業務報告の聴取等）

**第20条** 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。  
（指定の取消し等）

**第21条** 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事は、賠償責任を負わない。  
（指定等の告示）

**第22条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第18条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第18条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。  
（原状回復義務）

**第23条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第21条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。  
（秘密保持義務）

**第24条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

**第25条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為並びに第11条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第17条、第18条及び第22条並びに第3条ただし書、第4条ただし書、第11条、第12条及び第13条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

83 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の使用料	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）第16条第1項
---------------------	---

を

83 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の使用料	高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）第16条第1項
84 高知県立地域職業訓練センターの使用料	高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号）第14条第1項

に改める。

**別表第1（第5条関係）**

会議室	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	実習場 実習研修室
-----	-------	-------	-------	-------	-------	--------------

**別表第2（第11条、第14条関係）**

1 利用施設（2の附属設備を除く。）

(1) 通常の利用の場合

区分	利用料金の上限額					時間外利用料金（1時間につき）
	基本利用料金					
	午前	午後	夜間	全日		
会議室	2,960円	3,910円	5,430円	12,300円		1,340円
第1研修室	2,000円	2,770円	3,720円	8,490円		860円
第2研修室	2,480円	3,150円	4,480円	10,110円		1,050円
第3研修室	2,480円	3,150円	4,480円	10,110円		1,050円
第4研修室	3,150円	4,000円	5,720円	12,870円		1,430円
第5研修室	5,050円	6,770円	8,960円	20,780円		2,200円
実習場	4,290円	5,720円	7,620円	17,630円		1,910円
実習研修室	960円	1,430円	2,000円	4,390円		480円

- 備考
- この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間を、「夜間」とは午後6時から午後10時までの間を、「全日」とは午前9時から午後10時までの間をいう。
  - 「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の利用料金の額を含むものとする。
  - 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
  - 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
  - 午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き利用施設を利用する場合の利用料

金の額は、それぞれの利用料金の額の合計額とする。  
 (2) 法第24条第3項に規定する認定職業訓練のための利用その他の労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するための利用の場合

利用料金の上限額
当該利用に係る(1)の基本利用料金の額と時間外利用料金の額との合計額の50パーセントに相当する額

(3) 入場料（入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が入場する者から徴収する対価をいう。）を徴収する利用又は営利（利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、営業の宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。）を目的とする利用の場合

利用料金の上限額
当該利用に係る(1)の基本利用料金の額と時間外利用料金の額との合計額の2倍に相当する額

2 附属設備

利用料金の上限額
規則で定める額

公立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。  
 平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第51号

公立大学の公立大学法人化に伴う関係条例の整備に関する条例

(高知県職員定数条例の一部改正)

第1条 高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大学の事務部局の職員並びに」を削り、「を除く。」並びに大学の学長及び教員（」を「及び」に改める。

第2条第1項中「次の表に掲げる」を「次の表の」に改め、同項の表を次のように改める。

区分		定数
知事の事務部局の職員		3,828人
議会の事務部局の職員		37人
人事委員会の事務部局の職員		14人
選挙管理委員会の事務部局の職員（知事の事務部局の職員と兼任）		50人
監査委員の事務部局の職員		17人
教育委員会の事務部局の職員		254人
労働委員会の事務部局の職員		7人
海区漁業調整委員会の事務部局の職員		7人
公営企業局の職員		780人
合計	専任	4,944人
	兼任	50人

第3条中「に掲げる職員」を「に規定する職員」に改め、「、同項の表1の項から9の項までに掲げるものについては」及び「、同表10の項及び11の項に掲げるものについては、学長が」を削る。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2 県立大学の講師の項を削る。  
(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第3条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第4条第3項第2号を次のように改める。

(2) 削除

別表第2を次のように改める。

**別表第2** 削除

別表第6を次のように改める。

**別表第6** 削除

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

**第4条** 重要な公の施設に関する条例（昭和39年高知県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第5条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(大学及び幼稚園を除く。)」を削る。

(県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

**第6条** 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成8年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「学校医等」を「次条において「学校医等」に改める。

第2条中「県立大学の非常勤の学校医にあっては知事、大学以外の県立学校の学校医等にあっては」を削る。

第4条中「県立大学の非常勤の学校医に関しては規則で、大学以外の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第52号

##### 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下同じ」を「第8条において同じ」に、「もの（以下第7条までにおいて）」を「者（以下）」に、「という。」には「という。」には、人事委員会規則で

定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に、「100分の70を支給する」を「100分の100以内を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第8条中「派遣職員には、」を「派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続きこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項の規定に基づき派遣されている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における旧条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100

(2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70

(3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

3 施行日から平成23年3月31日までの間に、新条例第2条第1項の規定に基づき新たに派遣され、又は新条例第3条第1項の規定に基づき派遣の期間が更新された職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第4条第1項の規定を適用したとした場合における当該規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100

(2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70

(3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第53号

##### 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正



する。

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（本人確認情報を利用することができる事務）

**第2条** 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（本人確認情報を提供する他の執行機関等）

**第3条** 法第30条の8第2項の条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「他の執行機関」という。）及び条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

2 法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の他の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

附則の次に別表として次のように加える。

#### 別表第1（第2条関係）

- 1 職員の退職料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）による年金である給付の支給に関する事務のうち、次に掲げるもの
  - （1） 給付の請求に係る事実についての審査
  - （2） 給付を受ける権利に係る申出又は届出に係る事実の確認
  - （3） 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 2 地方税法（昭和25年法律第226号）による県税に関する犯則事件に係る犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 3 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）による県税又はその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは滞納処分費の賦課徴収に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
  - （1） 納税義務者、納税者若しくは特別徴収義務者若しくはこれらの第二次納税義務者若しくは保証人その他の納税義務者と認められる者（以下この表において「納税義務者等」という。）又は納税義務者等の相続人
  - （2） 納税義務者等が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この表において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この表において同じ。）である場合にあっては、当該法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合にあってはその営業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）又は清算人
  - （3） 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下この表において「納税者等」という。）が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
  - （4） 納税者等が有する財産を占有している第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
  - （5） 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
  - （6） 納税者等が譲渡した財産で、その譲渡により担保の目的となっているものの権利者
  - （7） （1）から（6）までに掲げる者のほか、地方税法による徴税吏員の質問検査権により調査が必要であると認められる者
  - （8） 高知県税条例第141条の6に規定する軽油引取税の免税の手續に係る免税軽油使用者（免税軽油使用者が法人である場合にあっては、当該法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合にあってはその営業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）又は清算人）
  - （9） 高知県税条例第154条に規定する自動車税の減免（新規の場合を除く。）の手續に係る身体障害者等若しくは重度身体障害者等又はその者と生計を一にする親族若しくはその者を常時介護する者
  - （10） 過誤納金若しくは還付金を受けるべき者若しくはその相続人又はこれらの者から委任を受けた者
- 4 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）による事業税又は不動産取得税の課税免除の適用を受ける者若しくはその相続人又は課税免除の適用を受ける法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人

又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合にあっては課税免除となる事業を承継した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

- 5 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）による事業税又は不動産取得税の不均一課税の適用を受ける者若しくはその相続人又は不均一課税の適用を受ける法人（当該法人が合併した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合にあっては不均一課税となる事業を承継した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）若しくは清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 6 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年高知県条例第54号）による県民税又は自動車税の課税免除の適用を受ける特定非営利活動法人の役員又は清算人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 7 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号）により貸し付けられた奨学金の償還又はその延滞利子の徴収に係る奨学金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 8 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）により貸し付けられた母子福祉資金又は寡婦福祉資金の償還又はその違約金の徴収に係る母子福祉資金若しくは寡婦福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該母子福祉資金若しくは寡婦福祉資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 9 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による狩猟免許の申請、同法第46条第1項の規定による狩猟免許の記載事項の変更の届出若しくは同法第61条第4項の規定による狩猟者登録の変更の届出又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第7条第11項の規定による許可証の記載事項の変更の届出若しくは同条第12項の規定による従事者証の記載事項の変更の届出に係る事実についての審査
- 10 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の2第1項の規定による登録の申請又は同法第32条の7第1項の規定による変更の届出に係る事実についての審査
- 11 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第4条第1項の規定による登録の申請又は同法第9条第1項の規定による変更の届出に係る事実についての審査

## 別表第2（第3条関係）

他の執行機関	事務
教育委員会	高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学資金の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る請求人の氏名又は住所の確認

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第54号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表15の項を次のように改める。

<p>15 薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下この項において「法」という。）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第9条の規定による薬剤師からのその氏名等の届出の受理</p> <p>イ 政令第9条第5項又は第10条の規定による薬剤師免許証の返納の受理</p> <p>ウ 政令の規定により知事に提出すべき書類の受理</p>	<p>高知市</p>
--	------------

第2条の表中

<p>27 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく指定医による診察及び必要な保護の申請の受理</p> <p>イ 法第24条の規定による警察官からの通報の受理</p> <p>ウ 法第26条の2の規定による精神科病院の管理者からの届出の受理</p> <p>エ 法第26条の3の規定による心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報の受理</p> <p>オ 法第27条第1項の規定によるアからエまでの申請、通報及び届出に基づく指定医による診察の実施</p> <p>カ 法第27条第2項の規定に基づく指定医による診察の実施</p> <p>キ 法第27条第3項の規定によるオ及びカの診察に係る立会い</p> <p>ク 法第27条第4項の規定に基づくオ及びカの診察を受ける者の居住する場所への立入り</p> <p>ケ 法第28条第1項の規定によるオの診察の日時及び場所の通知</p> <p>コ 法第29条第1項の規定に基づくオ及びカの診察の結果に</p>	<p>高知市</p>
--	------------

基づく入院措置

- サ 法第29条第3項の規定によるコの入院措置に係る書面による通知
- シ 法第29条の2第1項の規定に基づく指定医による診察の実施及び入院措置
- ス 法第29条の2第2項の規定によるシの入院措置を採った者に係るコの入院措置の決定（当該決定に係る法第29条の3の通知を含む。）
- セ 法第29条の2第4項において準用する法第27条第4項の規定に基づくシの診察を受ける者の居住する場所への立入り
- ソ 法第29条の2第4項において準用する法第29条第3項の規定によるシの入院措置に係る書面による通知
- タ 法第29条の2の2第1項の規定によるコ及びシの入院措置に係る病院への移送
- チ 法第29条の2の2第2項の規定によるタの移送に係る書面による通知
- ツ 法第29条の2の2第3項の規定に基づくタの移送に係る行動の制限
- テ 法第29条の4の規定によるコの入院措置に係る精神科病院又は指定病院の管理者からの意見の聴取、指定医による診察の実施及び当該入院措置の解除
- ト 法第29条の5の規定による精神科病院又は指定病院の管理者からの届出の受理
- ナ 法第31条の規定に基づくコ及びシの入院措置に係る費用の徴収
- ニ 法第34条第1項から第3項までの規定に基づく指定医による診察の実施及び医療保護入院等のための精神科病院への移送
- ヌ 法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第2項の規定によるニの移送に係る書面による通知
- ネ 法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第3項の規定に基づくニの移送に係る行動の制限
- ノ 法第40条の規定に基づく仮退院の許可

を「

<p>27 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく指定医による診察及び必要な保護の申請の受理</p> <p>イ 法第24条の規定による警察官からの通報の受理</p> <p>ウ 法第26条の2の規定による精神科病院の管理者からの届出の受理</p>	<p>高知市</p>
---	------------

<p>エ 法第26条の3の規定による心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報の受理</p> <p>オ 法第27条第1項の規定によるアからエまでの申請、通報及び届出に基づく指定医による診察の実施</p> <p>カ 法第27条第2項の規定に基づく指定医による診察の実施</p> <p>キ 法第27条第3項の規定によるオ及びカの診察に係る立会い</p> <p>ク 法第27条第4項の規定に基づくオ及びカの診察を受ける者の居住する場所への立入り</p> <p>ケ 法第28条第1項の規定によるオの診察の日時及び場所の通知</p> <p>コ 法第29条第1項の規定に基づくオ及びカの診察の結果に基づく入院措置</p> <p>サ 法第29条第3項の規定によるコの入院措置に係る書面による通知</p> <p>シ 法第29条の2第1項の規定に基づく指定医による診察の実施及び入院措置</p> <p>ス 法第29条の2第2項の規定によるシの入院措置を採った者に係るコの入院措置の決定（当該決定に係る法第29条の3の通知を含む。）</p> <p>セ 法第29条の2第4項において準用する法第27条第4項の規定に基づくシの診察を受ける者の居住する場所への立入り</p> <p>ソ 法第29条の2第4項において準用する法第29条第3項の規定によるシの入院措置に係る書面による通知</p> <p>タ 法第29条の2の2第1項の規定によるコ及びシの入院措置に係る病院への移送</p> <p>チ 法第29条の2の2第2項の規定によるタの移送に係る書面による通知</p> <p>ツ 法第29条の2の2第3項の規定に基づくタの移送に係る行動の制限</p> <p>テ 法第29条の4の規定によるコの入院措置に係る精神科病院又は指定病院の管理者からの意見の聴取、指定医による診察の実施及び当該入院措置の解除</p> <p>ト 法第29条の5の規定による精神科病院又は指定病院の管理者からの届出の受理</p> <p>ナ 法第31条の規定に基づくコ及びシの入院措置に係る費用の徴収</p> <p>ニ 法第34条第1項から第3項までの規定に基づく指定医による診察の実施及び医療保護入院等のための精神科病院への移送</p> <p>ヌ 法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第2項の規定によるニの移送に係る書面による通知</p> <p>ネ 法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第3項の規定に基づくニの移送に係る行動の制限</p>		<p>ノ 法第40条の規定に基づく仮退院の許可</p>	<p>28 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 薬局に関する事務</p> <p>（ア）法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可（省令第1条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>（イ）法第4条第2項の規定による（ア）の許可の更新</p> <p>（ウ）法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者の当該薬局以外の場所での薬事に関する実務への従事の許可</p> <p>（エ）法第8条の2第1項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理</p> <p>（オ）法第8条の2第2項の規定による薬局開設者からの（エ）の報告事項の変更の報告の受理</p> <p>（カ）法第8条の2第4項の規定に基づく（エ）及び（オ）の報告の内容の確認のための官公署への情報の提供の求め</p> <p>（キ）法第10条の規定による薬局開設者からの薬局の休廃止等の届出の受理（省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）</p> <p>（ク）法第68条の10の規定に基づく薬局の管理者等に対する記録等の事務に関する指導及び助言</p> <p>（ケ）法第69条第2項の規定に基づく薬局開設者に対する報告の徴収又は立入検査等</p> <p>（コ）法第70条第1項の規定に基づく薬局開設者に対する医薬品の廃棄、回収等の措置命令</p> <p>（サ）法第72条第4項の規定に基づく薬局開設者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令</p> <p>（シ）法第72条の2第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の体制の整備命令</p> <p>（ス）法第72条の3の規定に基づく（エ）若しくは（オ）の報告をせず、又は虚偽の報告をした薬局開設者に対する報告命令又は報告の内容の是正命令</p> <p>（セ）法第72条の4第1項の規定に基づく薬局開設者に対する業務の運営を改善するための措置命令</p> <p>（ソ）法第72条の4第2項の規定に基づく薬局開設者に対する（テ）の条件に対する違反を是正するための措置命令</p> <p>（タ）法第73条の規定に基づく薬局開設者に対する薬局の管理者の変更命令</p>	<p>高知市</p>
---	--	-----------------------------	---	------------



(チ) 法第75条第1項の規定に基づく薬局開設者に対する(ア)の許可の取消し又は業務の停止命令

(ツ) 法第76条の規定による(イ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与

(テ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)の許可及び承認、(ウ)の許可並びに(キ)の承認への条件の付加等

(ト) 政令第2条の規定による薬局開設者からの総取扱処方せん数の届出の受理

(ナ) 政令第44条の規定による薬局開設の許可証の交付

(ニ) 政令第45条第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付

(ヌ) 政令第46条第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付

(ネ) 政令第46条第3項又は第47条の規定による薬局開設の許可証の返納の受理

(ノ) 政令第48条の規定による薬局開設の許可台帳への記載

(ハ) 省令第15条の4第2項の規定による薬局開設者からの郵便等販売の開始の届出の受理

(ヒ) 改正省令附則第4条第1項の規定による薬局開設者からの薬局の管理者の週当たり勤務時間数の届出の受理

(フ) 改正省令附則第4条第2項の規定による薬局開設者からの薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の届出の受理

(ヘ) 改正省令附則第4条第3項の規定による薬局開設者からの(ヒ)及び(フ)の届出に係る週当たり勤務時間数の変更の届出の受理

(ホ) 改正省令附則第42条の規定による薬局開設者からの郵便等販売を行っていることの届出の受理

イ 薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業に関する事務

(ア) 法第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可（省令第19条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(イ) 法第12条第2項の規定による(ア)の許可の更新

(ウ) 法第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可（省令第25条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(エ) 法第13条第3項の規定による(ウ)の許可の更新

(オ) 法第13条第5項の規定による(ウ)の許可及び(エ)の許可の更新に伴う書面による調査又は実地の調査

(カ) 法第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認

(キ) 法第14条第8項の規定による(カ)の承認に伴う薬事

・食品衛生審議会からの意見の聴取

(ク) 法第14条第9項の規定による(カ)の承認事項の変更の承認

(ケ) 法第14条第9項において準用する同条第8項の規定による(ク)の承認に伴う薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取

(コ) 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(カ)の承認事項の軽微な変更の届出の受理

(サ) 法第14条の8第3項の規定による(カ)の承認を受けた者の地位を承継した者からの当該地位の承継の届出の受理

(シ) 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(カ)の承認に係る製造販売の届出の受理

(ス) 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの(シ)の届出事項の変更の届出の受理

(セ) 法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の当該医薬品製造管理者が管理する製造所以外の場所での薬事に関する実務への従事者の許可

(ソ) 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からの製造販売業の休廃止等の届出の受理（省令第99条第3項において準用する省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(タ) 法第19条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者からの製造所の休廃止等の届出の受理（省令第100条第3項において読み替えて準用する省令第16条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）

(チ) 法第69条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する報告の徴収又は立入検査等

(ツ) 法第70条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する医薬品等の廃棄、回収等の措置命令

(テ) 法第71条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対するその製造販売する医薬品の検査命令

(ト) 法第72条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令

(ナ) 法第72条の4第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する業務の運営を

改善するための措置命令  
 (ニ) 法第72条の4第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する(ホ)の条件に対する違反を是正するための措置命令  
 (ヌ) 法第73条の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する総括製造販売責任者又は医薬品製造管理者の変更命令  
 (ネ) 法第74条の2第1項の規定による(カ)又は(ク)の承認に係る薬事・食品衛生審議会からの意見の聴取及び承認の取消し  
 (ノ) 法第74条の2第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する(カ)又は(ク)の承認に係る承認事項の変更命令  
 (ハ) 法第74条の2第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する(カ)又は(ク)の承認に係る承認の取消し又は承認事項の変更命令  
 (ヒ) 法第75条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者に対する(ア)若しくは(ウ)の許可の取消し又は業務の停止命令  
 (フ) 法第76条の規定による(イ)又は(エ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与  
 (ヘ) 法第77条の4の3の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者からのその製造販売した医薬品の回収の報告の受理  
 (ホ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)及び(ウ)の許可及び承認、(カ)及び(ク)の承認、(セ)の許可並びに(ソ)及び(タ)の承認への条件の付加等  
 (マ) 政令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付  
 (ミ) 政令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付  
 (ム) 政令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付  
 (メ) 政令第6条第4項又は第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理  
 (モ) 政令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳への記載  
 (ヤ) 政令第11条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付  
 (ユ) 政令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付  
 (ヨ) 政令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付  
 (ラ) 政令第13条第4項又は第14条第1項の規定による薬

局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理  
 (リ) 政令第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳への記載  
 (ル) 政令第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認台帳への記載  
 ウ 医療機器の販売業又は賃貸業に関する事務  
 (ア) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可（省令第160条第3項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）  
 (イ) 法第39条第4項の規定による(ア)の許可の更新  
 (ウ) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器（同項に規定する管理医療機器をいう。以下この項において同じ。）の販売業又は賃貸業の届出の受理  
 (エ) 法第40条第1項において準用する法第10条の規定による高度管理医療機器等の販売業者又は賃貸業者からの高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理（省令第174条第4項の規定による法人の役員に係る業務に支障がないことの承認を含む。）  
 (オ) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による管理医療機器の販売業者又は賃貸業者からの管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理  
 (カ) 法第69条第2項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する報告の徴収又は立入検査等  
 (キ) 法第70条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する医療機器の廃棄、回収等の措置命令  
 (ク) 法第72条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令  
 (ケ) 法第72条の4第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する業務の運営を改善するための措置命令  
 (コ) 法第72条の4第2項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(セ)の条件に対する違反を是正するための措置命令  
 (サ) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する高度管理医療機器等営業管理者又は特定管理医療機器営業管理者等の変更命令  
 (シ) 法第75条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者に対する(ア)の許可の取消し又は業務の停止命令

<p>(ス) 法第76条の規定による(イ)の許可の更新を拒否する場合の当該処分の名あて人に対する処分の理由の通知及び弁明等の機会の付与</p> <p>(セ) 法第79条第1項の規定に基づく(ア)の許可及び承認並びに(エ)の承認への条件の付加等</p> <p>(ソ) 政令第44条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の交付</p> <p>(タ) 政令第45条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の書換え交付</p> <p>(チ) 政令第46条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付</p> <p>(ツ) 政令第46条第3項又は第47条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の返納の受理</p> <p>(テ) 政令第48条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可台帳への記載</p> <p>エ その他の事務 法第77条の6の規定に基づく特定医療機器の販売業者又は賃貸業者等に対する指導及び助言</p>	
---	--

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表28の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては高知市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、高知市長がした処分その他の行為又は高知市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



高知県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第55号**

**高知県防災会議条例の一部を改正する条例**

高知県防災会議条例（昭和37年高知県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「27人」を「33人」に改める。

第3条第1項中「45人」を「52人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成23年6月1日から施行する。



高知県消防法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第56号**

**高知県消防法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、製造所」を「、危険物の製造所」に、「又は屋外タンク貯蔵所」を「又は危険物の特定屋外タンク貯蔵所」に改め、同条の表1の項中「及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く」を「及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。3の項において同じ」に、「58万円」を「53万円」に、「90万円」を「82万円」に、「109万円」を「99万円」に、「121万円」を「110万円」に、「154万円」を「140万円」に、「180万円」を「164万円」に、「423万円」を「385万円」に、「559万円」を「509万円」に、「691万円」を「629万円」に、「632万円」を「575万円」に、「797万円」を「725万円」に、「1,180万円」を「1,070万円」に改め、同表2の項中「特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所」を「準特定屋外タンク貯蔵所、特定屋外タンク貯蔵所」に、「総務省令で定める場合には」を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第2条に規定する場合は」に改め、同表5の項中「45万円」を「41万円」に、「59万円」を「54万円」に、「77万円」を「70万円」に、「101万円」を「92万円」に、「114万円」を「104万円」に、「176万円」を「160万円」に、「200万円」を「182万円」に、「223万円」を「203万円」に、「54万円」を「49万円」に、「69万円」を「63万円」に、「104万円」を「95万円」に、「144万円」を「131万円」に、「181万円」を「165万円」に、「349万円」を「318万円」に、「428万円」を「389万円」に、「489万円」を「445万円」に、「1,000万円」を「910万円」に、「1,360万円」を「1,240万円」に、「1,870万円」を「1,700万円」に改め、同表11の項中「34万円」を「31万円」に、「45万円」を「41万円」に、「79万円」を「72万円」に、「101万円」を「92万円」に、「127万円」を「116万円」に、「311万円」を「283万円」に、「381万円」を「347万円」に、「440万円」を「400万円」に、「292万円」を「266万円」に、「350万円」を「319万円」に、「526万円」を「479万円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県消防法関係手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。



県立大学の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成22年12月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第57号**

**県立大学の設置及び管理に関する条例を廃止する条例**

県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年高知県条例第40号）は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。  
(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)
- 高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「次の」を「次に掲げる額の」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 県立中学校にあつては、2,200円
- 県立高等学校の全日制の課程にあつては、2,200円
- 県立高等学校の定時制の課程にあつては、950円

第1条第2項及び第3項を削る。

第2条第1項中「県立学校」を「県立高等学校」に、「次の」を「次に掲げる額の」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 全日制の課程にあつては、5,650円
- 定時制の課程にあつては、2,100円
- 通信制の課程にあつては、500円

第2条第2項、第3条第3項及び第4項並びに第3条の4から第3条の6までを削る。

第4条第1項中「県立高等学校の」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「、県立大学の1単位につき又は月額により定めた授業料、研修料及び免許状更新講習手数料は、」を「は、当該学校長が」に、「その額」を「、その額」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を削る。

第5条の2を削る。

第6条第1項中「学校長の内申（教育委員会が所管する学校については、教育長の副申）」を「教育長の副申」に改め、同項第1号中「品行方正かつ学力優秀である者（県立高等学校にあつては、学習に対する意欲を有する者）」を「学習に対する意欲を有する者」に改め、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「外国からの留学生」に改め、同項各号を削る。

第10条第1項中「、受講料、研修料、免許状更新講習手数料及び学位論文審査手数料」を「及び受講料」に改め、同項ただし書中「県立高等学校の」及び「又は県立大学の月額により定めた授業料」を削り、「納付者が」を「当該前納した者が」に、「納付者の」を「納付した者の」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- この条例による県立大学の廃止後において前項の規定による改正前の高知県立学校授業料等徴収条例の規定により納付すべき県立大学の入学手数料、入学科、授業料、研修料、免許状更新講習手数料及び学位論文審査手数料については、なお従前の例による。  
(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表中

7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条から第3条の5まで又は第3条の6第1項
8 県立大学入学科	
9 県立高等学校授業料	

10 県立高等学校受講料	
10の2 県立大学授業料	
10の3 県立大学研修料	
10の4 免許状更新講習手数料	
10の5 学位論文審査手数料	

を「

7 県立高等学校授業料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第3条から第3条の3まで
8 県立高等学校受講料	
9及び10 削除	

に改める。

- 県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年高知県条例第17号）は、廃止する。